

平成27年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：平成28年 1月12日

担当部・課：福祉部福祉総務課〔内線2462〕

① 件名
老人憩の家及び鹿又老人創作館の無償譲渡について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b> 地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家及び高齢者の生きがい、技術の習得などを図り、文化伝統の継承等を目的としている老人創作館は、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきたが、石巻市行財政運営プラン等に基づき、無償譲渡について地元で説明した結果合意に達したため、以下の3施設について無償譲渡するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・石巻市倉埕老人憩の家（譲渡予定先 倉埕上町内会）</li><li>・石巻市須江老人憩の家（譲渡予定先 小竹親和会）</li><li>・石巻市鹿又老人創作館（譲渡予定先 道の地区会）</li></ul> <p><b>【目的】</b> 当該施設を地元自治会等に無償譲渡することにより、地域コミュニティのさらなる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・石巻市行財政運営プラン （基本目標4 公共施設の適正な管理・運営 ・民間譲渡の推進）</li><li>・公共施設の見直し指針</li></ul> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span>・無〕又は〔個別計画との整合性〕】</b> 総合計画基本計画の第1章第4節「安定した行財政運営を構築する」の「1 持続可能な行財政運営を推進する」中、「公から民への施策転換の推進」</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む）
<p>平成24年10月9日～15日 指定管理を行う集会所等地域コミュニティ施設における「利用料金」導入に伴う説明会において、施設を地元へ移管・譲渡も可能である旨説明</p> <p>1 倉埕老人憩の家 平成26年 11月11日 倉埕老人憩の家の無償譲渡等に関する地元説明会開催 平成27年 4月12日 倉埕上町内会総会において当該施設の譲受を承認 6月22日 無償譲渡に関する要望書の受理</p> <p>2 須江老人憩の家 平成27年 4月21日 当該施設の無償譲渡等に係る今後の手続き等について、小竹親和会と協議 10月22日 小竹親和会臨時総会において当該施設の譲受を承認 12月22日 無償譲渡に関する要望書の受理</p>

3 鹿又老人創作館

平成26年

8月11日 当該施設の無償譲渡等に係る今後の手続き等について、道的地区会と協議

平成27年

3月15日 道的地区会総会において当該施設の譲受を承認

12月22日 無償譲渡に関する要望書の受理

⑤ 主な内容

	倉埵老人憩の家	須江老人憩の家	鹿又老人創作館
1 設置年月	昭和51年3月	昭和53年3月	平成5年2月
2 土地面積	534.37㎡	463.48㎡	156.98㎡
3 建物構造	木造平屋建て	木造平屋建て	木造平屋建て
4 床面積	114.27㎡	82.81㎡	77.85㎡

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む）

地元の地縁団体が所有・管理することにより、

- ・地域活動の拠点施設として効果的に活用される。
- ・地域コミュニティ活動の一層の推進と地区住民の自治意識の高揚が図られる。

※1 老人憩の家は厚生省所管老人憩の家設置事業費補助金を財源として建設。  
「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号」に基づく、処分制限の適用期間（24年）が経過し、処分に係る申請等は要しない【県に確認済】

※2 老人創作館は単独事業費のみで建設。処分に係る申請等は要しない

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年2月 市議会第1回定例会へ提案  
石巻市老人憩の家条例の一部改正について  
(石巻市倉埵及び須江老人憩の家の廃止・平成28年4月1日施行)  
石巻市鹿又老人創作館条例の廃止について  
(石巻市鹿又老人創作館の廃止・平成28年4月1日施行)  
財産の無償譲渡について

平成28年3月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え

平成28年4月 市有財産譲渡契約及び無償貸付の締結  
各自治会等へ無償譲渡

⑨ その他

- ・須江老人憩の家及び鹿又老人創作館の土地については、市所有であるため、同時に無償貸付契約も行う。
- ・倉埵老人憩の家の土地は財務省東北財務局所管だったため、売買契約を11月17日に締結し、12月8日に所有権移転登記完了。無償譲渡する際に同時に無償貸付契約も行う。